

資料 16

平成18年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針（概要） －政策評価・独立行政法人評価委員会の方針－

平成18年7月
総務省行政評価局

1 基本的な見直しの考え方

18年度における独立行政法人の抜本的な見直しに当たっては、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、(i)業務の廃止・縮小・重点化、(ii)経費の縮減・業務運営の効率化、(iii)自己収入の増加といった視点を基本とするとともに、(iv)ディスクロージャーの充実を図るべき。

2 共通的な見直しの視点

上記1を踏まえた見直しに当たっては、①国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、②独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当。その際、「業務実施コスト」（行政サービス実施コスト）（国民の負担に帰せられるコスト）の改善のための取組等が重要。

(1) 業務の廃止・縮小・重点化

「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の施策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当。

このため、独法の業務について、達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものやニーズ・効果が乏しいものはないか、コストが著しく大きい業務について、収支改善の見込みはあるか等の視点から、業務の廃止・縮小・重点化を検討。

(2) 経費の縮減・業務運営の効率化

上記(1)を検討した上で、経費の縮減を徹底し、一層効率的な業務運営を図るため、業務縮小部門はもとより間接部門についても事務処理の効率化等による合理化の余地はないか、出先機関等について整理合理化できるものはないか、随意契約を限定し一般競争入札の拡大ができるないか、業務の民間委託により効率化できないか等の視点から、経費の縮減・業務運営の効率化を検討。

(3)自己収入の増加

独立行政法人の経営の自律性を高めるとともに、国の歳出への依存を低下させるため、有料化や料金水準の引上げなどにより受益と負担の関係を適正化すべきものはないか、土地・建物等の資産について有効活用や売却の余地がないか等の視点から、法人の自己収入の増加を検討。

(4)情報提供（ディスクロージャー）の充実

上記の取組の実効性を確保する等の観点から、事業ごとの評価・分析の充実、決算情報やセグメント情報の詳細化、管理会計的な考え方を踏まえた業務ごとの収支管理など法人の財務内容等の一層の透明性を確保。)

3 業務の類型ごとの主な見直しの視点

特殊法人等からの移行独法は、これまで見直しを行った独立行政法人とは異なり様々な業務を実施しているため、上記1・2を踏まえつつ、法人ごとに個別具体的な業務の性質や実態に即した検討が基本。

(1)融資等業務

政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえ、別紙の考え方により見直しを検討。

(2)その他の業務

上記(1)以外の業務のうち、①教育・訓練・研修業務、②施設の設置・運営業務、③助成業務、④調査・研究開発業務については、政策評価・独立行政法人評価委員会による議論のこれまでの成果をいかし、類型ごとの視点を踏まえた検討を実施。)

融資等業務の見直し

1 基本的な見直しの考え方

独法が行う融資等業務については、規模の縮減を図り効率的な資金配分等を実現するため、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを実施。ただし、独法が行う融資等業務は、①特定の関係者の間で融資等が行われるもの、②公益性があり民間と基本的に競合しないもの、③それ以外のものがあり、④に該当するものでも他の政策手段と一体的に実施されるものなど様々であることも踏まえ、以下のような視点から個別に検討。

2 共通的な見直しの視点

(1) 国として行う政策の必要性

国の政策の重点との関係、業務の実績の推移、民間金融機関による業務実施の可能性などを精査し、当該業務そのものを引き続き実施する必要があるか検討。

(2) 政策目的達成のための金融的手法の必要性

政策目的達成手段として現行の金融的手法が適当か検討。

(3) 当該独立行政法人で行う必要性

類似の融資等業務を実施している機関との役割分担や当該法人の他の業務との関連を明確化し、当該業務を当該法人で実施する必要性や当該法人の業務範囲の見直しについて検討。特に、民間との競合の可能性があるものについては、業務実施の効率化や重複排除の観点から、融資等業務を専門に行う機関との関係の在り方について検討。

3 融資等業務の類型ごとの見直しの視点

(1) 出資業務

出資という手法の妥当性について検討するとともに、政策目的との関連性、運営状況の適切性、出資からのリターンの実現可能性等も踏まえ、見直しを検討。

(2) 直接融資業務

直接融資から部分債務保証・間接融資等への切替えの可能性等を検討。

(3) 債務保証等業務

保証割合等の引下げ、保証料等の適正化を検討するとともに、審査の厳格化や回収率の向上など業務収支の改善に資する見直しを検討。

(4) 利子補給業務

利子補給の対象及び要件の妥当性等を点検し、見直しを検討。

4 業務運営の見直し

業務ごとの財務情報の開示の徹底、業務実施体制の見直し、外部委託の積極的推進等を検討。

「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務
全般の見直し方針」の取りまとめに当たって

平成 18 年 7 月 18 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 丹羽 宇一郎

本日、当委員会は、本年度に実施する独立行政法人等の組織・業務全般の見直しに関する基本的な方針を取りまとめました。

本年度からは、特殊法人等から移行して設立されたいわゆる移行独法の見直し時期が初めて到来することとなります。これらの法人については、「官から民へ」の観点から、組織・業務の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることが求められています。また、融資等業務を行う法人については、政策金融改革の基本方針の趣旨を踏まえた見直しを行うことも求められています。

当委員会では、独立行政法人評価分科会において、従来からの各府省別のワーキング・グループに加え、今年2月には、横断的な「政策金融ワーキング・グループ」を新たに立ち上げ、各府省別のワーキング・グループと併せて延べ 29 回開催し、精力的な議論を行ってきたところです。また、4月には、同分科会において4回にわたり各府省からヒアリングを実施するとともに、行政改革推進本部の「行政減量・効率化有識者会議」とも連携を取りながら議論を深めてまいりました。

当委員会としては、本年9月以降、本方針に沿って個別の法人ごとに審議を行い、年内に各法人の主要な事務・事業の改廃に関する「勧告の方向性」を取りまとめることとしています。各主務大臣及び各府省独立行政法人評価委員会におかれましては、これを踏まえた積極的な検討が行われることを期待するとともに、国民各層におかれましては、今後とも、当委員会の活動について強い御関心をお持ちいただき、幅広い御支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般 の見直し方針

平成 18 年 7 月 18 日

政策評価・独立行政法人評価委員会

平成 18 年度以降、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人（日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）を含む。以下同じ。）の中期目標期間の終了時期が初めて到来することとなる。これらの法人については、「行政改革の重要な方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要な方針」という。）において、「官から民へ」の観点から事業・組織の必要性を厳しく検討し、その廃止・縮小・重点化等を図ることはもとより、法人の事業の裏付けとなる国の政策についてもその必要性にまでさかのぼった見直しを行うことにより、国の財政支出の縮減を図ることとされている。

また、平成 18 年度に、当該年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人（9 法人）に加え、平成 19 年度末に中期目標期間が終了する法人（31 法人）についても、円滑かつ効果的な見直しを行う観点から、業務・組織全般の見直しの検討に着手し、相当数について結論を得ることとされており、融資業務等を行う独立行政法人については、平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人も含め、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）の趣旨を踏まえた融資業務等の見直しを行い、結論を得ることとされている。

これらの見直しに当たっては、平成 18 年夏を目途に、政府としての基本的な考え方を取りまとめることとされており、政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）としても見直しの方針を取りまとめることが求められている。

このため、委員会では、見直しの方針の策定に向けた精力的な検討作業を進めてきたところであり、「18 年度以降当面の独立行政法人の見直しの基本的方向について」（平成 18 年 5 月 23 日行政減量・効率化有識者会議。以下「有識者会議指摘事項」という。）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定。以下「基本方針 2006」という。）も踏まえ、今般、平成 18 年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しについて、当委員会としての方針を取りまとめた。

委員会としては、今後とも有識者会議指摘事項及び基本方針 2006 を踏まえつつ、この見直しの方針に沿って、個別の法人ごとに平成 18 年度における独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行うこととしている。各主務大臣及び各府省の独立行政法人評価委員会においても、

これらを踏まえた抜本的な検討が行われることを期待する。

1 基本的な見直しの考え方

独立行政法人制度は、中期的な目標管理と第三者による事後評価、廃止や民営化を含めた組織・業務全般の定期的な見直しなどにより、業務の効率性・質の向上を図るとともに、自律的な業務運営や業務の透明性を確保するための仕組みとして創設されている。

このため、独立行政法人は、業務の効率性・質の向上を図り、国民にとって真に必要なサービスをより低廉な費用で提供することが求められるとともに、透明性を確保し適切な見直しに資する観点から、貸借対照表、損益計算書など法定の財務諸表や独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に基づく行政サービス実施コスト計算書等の作成・公表が義務付けられている。

したがって、平成18年度における独立行政法人の中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しに当たっては、業務の質の確保を図りつつ、業務運営の効率性、自律性を高めるとともに、国の歳出の縮減を図る観点から、次の視点を基本とする。

- ① 業務の廃止・縮小・重点化
- ② 経費の縮減、業務運営の効率化
- ③ 自己収入の増加
- ④ 情報提供（ディスクロージャー）の充実

なお、先般成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）において、独立行政法人に対する国の歳出の縮減を図る見地から、独立行政法人の組織及び業務の在り方並びにこれに影響を及ぼす国の施策の在り方を見直す旨規定されており（行政改革推進法第15条）、また、特定独立行政法人については、その業務を国家公務員の身分を有しない者が行う場合における問題点の有無を検証し、その結果、役員及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人以外の独立行政法人に移行させるものとされている（行政改革推進法第52条）点なども踏まえて検討を進める必要がある。

2 共通的な見直しの視点

上記1の基本的な見直しの考え方を踏まえ、独立行政法人については、行政改革の一層の推進、自律性の向上の観点から、i) 国の施策の重点化・効率化に対応した独立行政法人の業務の重点化・効率化、ii) 独立行政法人の収支の改善と国民負担の縮減を図ることが適当である。

今回の見直しの対象となる独立行政法人については、これまでも一般管理費、業務費等に関する削減目標が課されており、新たな中期目標期間においても明確な目標の下、

- ① 人件費総額について 5 %以上を基本とする削減(行政改革推進法第 53 条)
- ② 一般管理費及び業務費について、平成 17 年度までに組織・業務全般の見直しが行われた法人に準じた厳しい削減を図るとともに、
- ③ 独立行政法人の業務運営に関する「業務実施コスト」(行政サービス実施コスト：国民の負担に帰せられるコスト)について、国民負担の縮減を図る観点からの改善を行うための取組が重要である。

これらの実現のため、上記 1 に列記した①ないし④の基本的な見直しの視点ごとに、それぞれ以下のような具体的な検討を行うこととする。

(1) 業務の廃止・縮小・重点化

独立行政法人の業務の廃止・縮小・重点化の検討に当たっては、「官から民へ」の観点から徹底的に見直しを行い、事務・事業の必要性を厳しく検討し、引き続き行われることとなる業務は、国の政策の重点化・効率化に対応したものに限定することが適当である。

特に、累積損失やリスク管理債権残高が増加している事業など法人の財務の健全性確保の面で問題があると考えられる事業については、財務内容の悪化を早急に止める観点からの見直しが必要である。

このため、例えば、次のような視点からの検討を行うこととする。

- ① 独立行政法人の業務は、国の政策の重点化・効率化に対応して適切な重点化・効率化が図られているか。達成すべき国の政策そのものの必要性が失われているものや低下しているもの、事業のニーズや効果が乏しいものはないか。業務実績が著しく低下しているものはないか。そもそも業務を実施するに至った経緯、背景事情等が、社会経済情勢の変化、交通手段の発展、情報化の進展等により変化し、その重要性が低下していないか。廃止も含めた抜本的な見直しを行う必要があるものはないか。
- ② 業務ごとのコストが当該業務から得られる収入に比べて著しく大きく、結果として、毎年度、国から大きな財政支出が行われている業務について、収支改善の見込みはあるか。達成すべき政策目的と毎年度のコストを勘案し、廃止、縮小等の検討を行うべきものはないか。
- ③ 業務の必要性が認められるとても、総花的になっていないか。限られた人員や資金でより有効な成果を上げるために、業務の重点化を図ることが適当ではないか。達成すべき政策目的への寄与度の小さな業務で、多くのコストをかけているものはないか。そのような業務について